

議案第 1 2 2 号

松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のように制定する。

平成 27 年 11 月 27 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第 2 条第 3 項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要

な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定より当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機 関	事 務
市長	松阪市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年松阪市条例第132号）によるこども医療費の助成に関する事務
	松阪市福祉医療費の助成に関する条例による一人親家庭等医療費の助成に関する事務
	松阪市福祉医療費の助成に関する条例による障がい者医療費の助成に関する事務
	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施

	に関する事務に準じて実施する障がい者紙オムツの給付に関する事務
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務に準じて実施する介護者運転自動車改造費等助成金の交付に関する事務
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務に準じて実施する小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務
	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務に準じて実施する緊急通報装置の貸与に関する事務
	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務に準じて実施する寝たきり高齢者紙オムツの給付に関する事務
	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務に準じて実施する高齢者日常生活用具の給付に関する事務
	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務に準じて実施する家族介護慰労金の支給に関する事務
	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務に準じて実施する寝たきり高齢者等寝具丸洗い乾燥事業に関する事務
	松阪市国民健康保険高額医療費資金貸付条例（平成 17 年松阪市条例第 143 号）による国民健康保険高額医療費資金の貸付に関する事務
	健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）による健康増進事業の実施に関する事務に準じて実施するがん検診・肝炎ウィルス検診に関する事務
	児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する事務に準じて実施するひとり親家庭等ファミリーサポートセンター利用支援補助金の交付に関する事務
	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務に準じて実施する子育て短期支援（ショートステイ）事業に関する事務
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）による就学支援金の支給に関する事務に準じて実施する大学奨学金の給付に関する事務
教 育 委 員 会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準じて実施する就学援助費の給付に関する事務
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準じて実施する高校大学入学援助金の給付に関する事務

	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務に準じて実施する特別支援教育就学奨励費の給付に関する事務
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準じて実施する奨学金の貸与に関する事務
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準じて実施する私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務

別表第 2（第 4 条関係）

機 関	事 務	特定個人情報
市長	松阪市福祉医療費の助成に関する条例によるこども医療費の助成に関する事務	地方税関係情報（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。） 医療保険給付関係情報（医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。以下同じ。） 生活保護関係情報（生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）
	松阪市福祉医療費の助成に関する条	地方税関係情報

	例による一人親家庭等医療費の助成に関する事務	医療保険給付関係情報 生活保護関係情報 児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）
	松阪市福祉医療費の助成に関する条例による障がい者医療費の助成に関する事務	地方税関係情報 医療保険給付関係情報 生活保護関係情報 障害者関係情報（児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者に関する情報をいう。以下同じ。）
	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	地方税関係情報 医療保険給付関係情報 児童扶養手当関係情報 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による母子家庭自立支援給付金に関する情報 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

		児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は同法による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務に準じて実施する障がい者紙オムツの給付に関する事務	地方税関係情報 生活保護関係情報
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務に準じて実施する介護者運転自動車改造費等助成金の交付に関する事務	地方税関係情報
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務に準じて実施する小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務	地方税関係情報 生活保護関係情報

介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務に準じて実施する緊急通報装置の貸与に関する事務	地方税関係情報 障害者関係情報
介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務に準じて実施する寝たきり高齢者紙オムツの給付に関する事務	地方税関係情報 生活保護関係情報
介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務に準じて実施する高齢者日常生活用具の給付に関する事務	地方税関係情報
介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務に準じて実施する家族介護慰労金の支給に関する事務	地方税関係情報
介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務に準じて実施する寝たきり高齢者等寝具丸洗い乾燥事業に関する事務	地方税関係情報
松阪市国民健康保険高額医療費資金貸付条例による国民健康保険高額医療費資金の貸付に関する事務	地方税関係情報
健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務に準じて実施するがん検診・肝炎ウィルス検診に関する事務	地方税関係情報 生活保護関係情報
児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務に準じて実施するひとり親家庭等ファミリーサポートセンター利用支援補助金の交付に関する事務	地方税関係情報 児童扶養手当関係情報
児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務に準	地方税関係情報 生活保護関係情報

	じて実施する子育て短期支援（ショートステイ）事業に関する事務	
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準じて実施する大学奨学金の給付に関する事務	地方税関係情報

別表第 3（第 5 条関係）

情報照会 機関	事 務	情報提供 機関	特定個人情報
市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	教育委員会	学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）による医療に要する費用についての援助に関する情報
	法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務	教育委員会	当該事務の区分に応じ、法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報
教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準じて実施する就学援助費の給付に関する事務	市長	地方税関係情報 生活保護関係情報
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準じて実施する高校大学入学援助金の給付に関する事務	市長	地方税関係情報
	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務に準じて実施する特別支援教育就学奨励費の給付に関する事務	市長	地方税関係情報 生活保護関係情報
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準じて実施する奨学金の貸与に関する事務	市長	地方税関係情報 生活保護関係情報
	高等学校等就学支援金の支給に関する事務	市長	地方税関係情報

	る法律による就学支援金の支給に関する事務に準じて実施する私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務		生活保護関係情報
	法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務	市長	当該事務の区分に応じ、法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報